

平成20年3月11日

緊急地震速報関係省庁連絡会議

気象庁資料

○緊急地震速報の取組み状況について

- ・ 速報の発表状況、精度評価について (p 1)
- ・ 緊急地震速報全国訓練について (p 4)
- ・ 緊急地震速報の自動起動システムについて (p 5)
- ・ 災害時要援護者への対応を含めた行動マニュアル例について (p 6)
- ・ 悪質商法への引き続きの注意喚起 (p 10)

1月26日石川県能登地方の地震における 緊急地震速報（予報）の内容

発生した地震の概要

| 地震発生日時 | 震央地名 | 北緯 | 東経 | 深さ | マグニチュード | 最大震度 |
|-----------------------|---------|---------|----------|------|---------|------|
| 平成20年1月26日04時33分25.3秒 | 石川県能登地方 | 37°19.1 | 136°46.4 | 11km | 4.8 | 5弱 |

() 震源とマグニチュードは暫定値

1 震度4以上を観測した主な地点における 予報から主要動到達までの時間及び観測された震度

| 地点名 | 発表から主要動到達までの時間（秒） | | 震度 |
|-----------|-------------------|----------------------|----|
| | 第1報 | 2点以上の観測点データを用いた最初の予報 | |
| 石川県輪島市門前町 | | | 5弱 |
| 石川県輪島市鳳至町 | | | 4 |
| 石川県穴水町 | | | 4 |

(注)「発表から主要動到達までの時間」は、小数点以下を切り捨て。

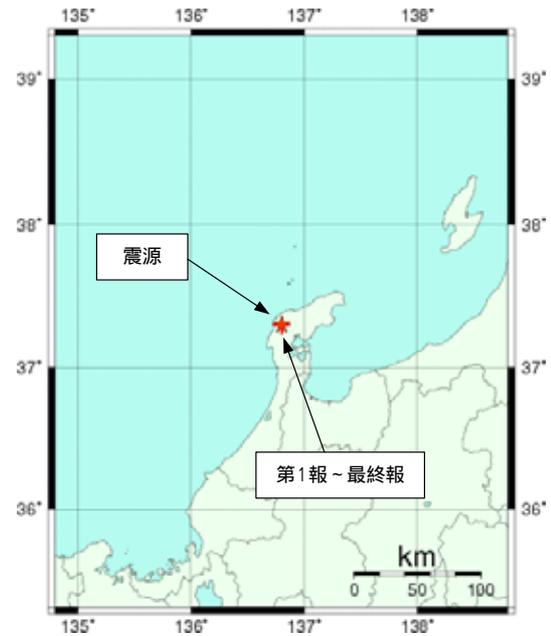


図: 推定した震源の位置

2 予報の詳細(表中の網掛は、2点以上の観測点のデータを用いて最も早く発表した予報を表す)

| 震源要素等 発表時刻等 | | 地震波検知からの経過時間(秒) | 震源要素 | | | | 発表から主要動到達までの時間(秒) | | | 予想した最大震度 |
|----------------|-------------|-----------------|------|-------|------|---------|-------------------|--------|-----|----------|
| | | | 北緯 | 東経 | 深さ | マグニチュード | 輪島市門前町 | 輪島市鳳至町 | 穴水町 | |
| 地震検知時刻 | 04時33分33.2秒 | | | | | | | | | |
| 1 | 04時33分38.6秒 | 5.4 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.4 | - | - | - | 1 |
| 2 | 04時33分40.1秒 | 6.9 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.5 | - | - | - | 2 |
| 3 | 04時33分41.1秒 | 7.9 | 37.3 | 136.8 | 10km | 5.0 | - | - | - | 2 |
| 4 | 04時33分43.5秒 | 10.3 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.8 | - | - | - | 2 |
| 5 | 04時33分44.1秒 | 10.9 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.8 | - | - | - | 2 |
| 6 | 04時33分45.1秒 | 11.9 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.7 | - | - | - | 2 |
| 7 | 04時34分00.9秒 | 27.7 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.9 | - | - | - | 2 |
| 8 | 04時34分03.2秒 | 30.0 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.9 | - | - | - | 2 |
| 9 | 04時34分24.1秒 | 50.9 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.9 | - | - | - | 2 |
| 最終報 | 04時34分32.1秒 | 58.9 | 37.3 | 136.8 | 10km | 4.9 | - | - | - | 2 |

1 震度3程度以上

2 震度4程度 石川県能登

(参考)

表2：「震度5弱以上が観測された地震」または「緊急地震速報の最大予測震度が5弱以上」となった地震

期間^(注)：平成18年3月30日～平成20年2月29日

| 地震発生日時 | 震央地名 | M | 観測された最大震度 | 緊急地震速報の最大予測震度 ¹ |
|-------------------|----------|-----|-----------|----------------------------|
| 2006年4月21日02時50分 | 伊豆半島東方沖 | 5.8 | 4 | 6強 |
| 2006年4月30日13時10分 | 伊豆半島東方沖 | 4.5 | 5弱 | 4 |
| 2006年6月12日05時01分 | 大分県西部 | 6.2 | 5弱 | 4 |
| 2006年9月1日07時58分 | 奄美大島近海 | 5.4 | 3 | 5弱 |
| 2006年11月18日03時03分 | 奄美大島近海 | 6.0 | 4 | 6弱 |
| 2006年12月31日02時49分 | 新島・神津島近海 | 4.7 | 4 | 5弱 |
| 2006年12月31日03時42分 | 新島・神津島近海 | 4.3 | 3 | 5強 |
| 2007年3月25日09時41分 | 能登半島沖 | 6.9 | 6強 | 6強 |
| 2007年3月25日09時54分 | 能登半島沖 | 4.5 | 3 | 6弱 |
| 2007年3月25日18時11分 | 石川県能登地方 | 5.3 | 5弱 | 5弱 |
| 2007年3月26日14時46分 | 能登半島沖 | 4.8 | 5弱 | 4 |
| 2007年3月28日08時08分 | 石川県能登地方 | 4.9 | 5弱 | 4 |
| 2007年3月28日13時05分 | 能登半島沖 | 4.7 | 4 | 5弱 |
| 2007年4月15日12時19分 | 三重県中部 | 5.4 | 5強 | 5弱 |
| 2007年4月21日04時37分 | 沖縄本島付近 | 5.7 | 4 | 5強 |
| 2007年5月2日20時44分 | 石川県能登地方 | 4.7 | 4 | 5弱 |
| 2007年6月7日17時22分 | 大分県中部 | 4.7 | 4 | 5弱 |
| 2007年6月11日03時45分 | 能登半島沖 | 5.0 | 4 | 5弱 |
| 2007年6月22日03時34分 | 石川県西方沖 | 4.6 | 4 | 5弱 |
| 2007年7月16日10時13分 | 新潟県上中越沖 | 6.8 | 6強 | 6強 |
| 2007年7月16日10時34分 | 新潟県上中越沖 | 4.3 | 3 | 6弱 |
| 2007年7月16日15時37分 | 新潟県中越地方 | 5.8 | 6弱 | 6強 |
| 2007年7月16日16時00分 | 新潟県上中越沖 | 3.8 | 3 | 5強 |
| 2007年7月16日21時08分 | 新潟県上中越沖 | 4.4 | 4 | 5弱 |
| 2007年7月18日16時53分 | 新潟県中越地方 | 4.3 | 4 | 5弱 |
| 2007年7月24日11時38分 | 神奈川県西部 | 4.4 | 3 | 6弱 |
| 2007年7月25日06時52分 | 新潟県中越地方 | 4.8 | 4 | 5弱 |
| 2007年8月9日0時19分 | 沖縄本島近海 | 5.1 | 4 | 5弱 |
| 2007年8月16日4時15分 | 千葉県東方沖 | 5.3 | 4 | 5弱 |
| 2007年8月18日04時14分 | 千葉県南部 | 4.8 | 5弱 | 4 |
| 2007年8月18日16時55分 | 千葉県東方沖 | 5.2 | 4 | 5弱 |
| 2007年10月1日02時21分 | 神奈川県西部 | 4.9 | 5強 | 4 |
| 2008年1月26日04時33分 | 石川県能登地方 | 4.8 | 5弱 | 4 |

1 地震検知から30秒以内に提供された緊急地震速報の最大予測震度。

(注)平成 18 年 3 月 30 日から試験運用を全国に拡大し、全国の地域に発生する地震に対して緊急地震速報の発信を開始した。

緊急地震速報全国訓練について

1. 概要

平成19年10月の緊急地震速報の一般提供開始前後より、様々な団体において緊急地震速報の対応行動の訓練が実施されてきた。今後、より多くの団体で訓練を実施いただき、団体や個人における対応行動の習熟や訓練を実施することによる周知広報効果を高めていく必要がある。

そこで、これまで各団体毎に実施されてきた訓練について、日時を定め、関係省庁や緊急地震速報利用者協議会などの協力をいただきつつ、全国で一斉に訓練を実施する。

気象庁からは、可能な範囲で訓練報を気象庁から伝達し、受信した各団体において対応訓練を実施する。また、配信事業者等にも訓練の実施について協力を呼びかける。さらに、気象庁からの配信によらない事業所内等における独自の訓練の実施も呼びかける。

2. 参加機関（予定、今後調整）

関係省庁、地方公共団体（J-ALERTの利用を含む）、その他協力していただける民間事業者等

3. 時期

5月下旬（出水期前）

4. スケジュール

| | |
|----|------------------|
| 3月 | 各事業者へ参加打診、事前周知開始 |
| 4月 | 事前周知 |
| 5月 | 訓練実施 |

緊急地震発表時のテレビ、ラジオ等の自動起動について

1. 背景

緊急地震速報の一般への伝達についてはテレビ、ラジオ、携帯電話、専用端末、集客施設における場内放送等各種の方法が整いつつある状況である。

一方で、自宅での就寝中等テレビを視聴していない場合や、テレビを視聴できない外出先にあっても緊急地震速報が入手できるような仕組みについて求められている。

2. 検討内容

緊急警報放送については現在、東海地震の警戒宣言が発せられた場合、津波警報が発せられた場合、地方自治体の長から避難命令などの放送の要請があった場合に放送されることとなっているところ。新たに緊急地震速報について緊急警報放送の対象とし、当該放送の受信装置であるテレビ、ラジオ、ワンセグ携帯端末により利用者に伝達すれば、就寝中や野外等で緊急地震速報が入手可能となり、有用と考えられる。

については、緊急地震速報の緊急警報放送での放送について関係機関と連携しつつ、制度面、技術面の検討を進めるものである。

緊急地震速報受信時の行動マニュアル

(目的)

第1条 気象庁の発信する緊急地震速報(震源地の初期微動から、地震の主要動の到達時間及び震度を予想した情報。以下「速報」という。)を受信し、坂出市本庁舎の館内放送設備にて同時放送した場合に、速報を知ることのできる市公共施設への来庁者の混乱化を防止するとともに、地震により予測される被害からの回避行動を促し、もって来庁者及び職員の安全を図るため、職員のとるべき行動を定める。

(定義)

第2条 この行動マニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

強い揺れが予想された場合

震度4以上をいう。

弱い揺れが予想された場合

震度3以下をいう。

時間に余裕が無い場合

地震到達までの猶予時間が、10秒未満の場合。

時間に余裕が有る場合

地震到達までの猶予時間が、10秒以上ある場合。

(行動)

第3条 速報を受信した場合の職員の行動は、別表のとおり行動するよう努めるものとし、来庁者への指示は職員が手分けして行うことができるよう、平素から各課において役割分担等の体制整備を図る。

(訓練)

第4条 職員は速報を受信した場合を想定した訓練を行うよう努め、実際の地震時に、本行動マニュアルに沿った行動ができるよう備える。

(適用期日)

第5条 本行動マニュアルは、平成19年10月19日より適用する。

(別表)

| | 強い揺れが予想された場合 | 弱い揺れが予想された場合 |
|------------|--|--|
| 時間に余裕が無い場合 | <p>(来庁者に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「座って頭を保護して」、「しゃがんで頭を保護して」等,安定した低い姿勢をとり,頭部を保護するよう指示する。¹ ・「 (各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等,固定していない備品(ロッカー,テレビ,簡易間仕切り等)や窓ガラスから離れるよう指示する。^{2,3} ・車いすの使用者に対して,「ブレーキをかけて,頭を守って」と指示する。 | <p>(来庁者に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しゃがんで」、「しっかり立って」等と指示する。 ・「 (各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等,固定していない備品(ロッカー,テレビ,簡易間仕切り等)から離れるよう指示する。 |
| | <p>(職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事を中断し,上記の指示を行う。 ・電話中であれば,強い地震が来ることを伝え,相手にも注意を促し,電話を切る。 ・火気の近くにいる場合は,火を消す。 ・刃物,尖った物等危険物が近くにある場合は,落ちて散乱しないよう注意する。 ・出入口の近くにいる者は,出入口を開けて,避難路を確保しておく。⁴ ・机の下等に隠れ,座布団,鞆等で頭部を保護する。 ・机の近くにいない場合は,耐力壁や柱の近くに身を寄せる。 | <p>(職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事を中断し,上記の指示を行う。 ・火気の近くにいる場合は,火を消す。 ・刃物,尖った物等危険物が近くにある場合は,落ちて散乱しないよう注意する。 |

| | 強い揺れが予想された場合 | 弱い揺れが予想された場合 |
|------------|--|--|
| 時間に余裕が有る場合 | <p>(来庁者に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「座って頭を保護して」、「しゃがんで頭を保護して」等,安定した低い姿勢をとり,頭部を保護するよう指示する。 ・「庁舎から出ないで」と指示する。⁵ ・「 (各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等,固定していない備品(ロッカー,テレビ,簡易間仕切り等)や窓ガラスから離れるよう誘導する。 ・車いすの使用者に対して,「ブレーキをかけて,頭を守って」と指示する。 ・聴覚に障害がある方には,近くにある紙に「じしん(が来る) あたまを守って」等と書いて見せる。 ・身障者用トイレの近くにいる者は,中に人がいないか確認し,入っている方がいれば,「地震が来る。手すりにしっかりつかまって」等と外から声をかける。 ・カウンター,机等の下に隠れるスペースがあれば,「 の下に入って」と指示する。 | <p>(来庁者に対して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しゃがんで」、「しっかり立って」等と指示する。 ・「 (各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等,固定していない備品(ロッカー,テレビ,簡易間仕切り等)から離れるよう指示する。 |
| | <p>(職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事を中断し,上記の指示を行う。 ・電話中であれば,強い地震が来ることを伝え,相手にも注意を促し,電話を切る。 ・火気の近くにいる場合は,火を消す。 ・刃物,尖った物,ガラス製の花瓶等危険物が近くにある場合は,落ちて散乱しないよう注意する。 ・出入口の近くにいる者は,出入口を開けて,避難路を確保しておく。⁴ ・車いすの方にブレーキの指示をしつつ,移動・転倒が無いよう複数人で車いすを押さえる。 ・机の下等に隠れ,頭部を保護する。 ・机の近くにいない場合は,耐力壁や柱の近くに身を寄せる。 | <p>(職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事を中断し,上記の指示を行う。 ・火気の近くにいる場合は,火を消す。 ・刃物,尖った物,ガラス製の花瓶等危険物が近くにある場合は,落ちて散乱しないよう注意する。 |

昭和56年以前に建設された施設など,十分な耐震性能を有していない施設(本庁舎等)

については、強い揺れが予想され、かつ時間的余裕がある場合において、可能な限り来庁者に対し、落下物に注意しながら施設外の安全な場所に避難するよう誘導を行う。

-
- 1 震度5強で多くの人が行動に支障を感じ、震度6弱で立っていることが困難になる。
 - 2 震度4で座りの悪い置物が倒れることがあり、震度5弱で書棚の本が落ちたり、家具が移動することがある。
 - 3 震度5弱で窓ガラスが割れることがあり、破片でケガをするおそれがある。
 - 4 震度5強で変形によりドアが開かなくなることがある。
 - 5 主要動(速報対象)の到達前に、初期微動は到達しているため、揺れにより歩行が困難になっている可能性がある。また、震度5弱で窓ガラスが割れて落下したり、壁のタイルなどがはがれて落下することがある。

緊急地震速報に係る悪質商法や不審な人物などにご注意ください

最近、緊急地震速報の受信装置設置の義務化を偽ったり、気象庁の名をかたった訪問やアンケート調査などの行為が行なわれているとの情報があります。

気象庁では、市民のみなさまに受信装置の設置等を義務付けたり、直接設置に伺ったりすることはありません。また、アンケート調査を行う場合でもご家庭を直接訪問したり、個人情報の記入をお願いしたりすることはありませんので、ご注意ください。

(これまでに寄せられた情報の例)

- ・ 気象庁の依頼などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置の取り付け等を理由に、マンションのエントランスをあけさせようとする者が来た。
- ・ 「緊急地震速報」に関するアンケート調査を口実とし、名前や住所などの個人情報を記入させられた。
- ・ 「市町村の防災センター（あるいは、マンション管理業者）からの依頼です」などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置を家庭へ設置することを行政が義務化しているかのような説明を行い、販売しようとする業者が現れた。

[本件に関する問い合わせ先]

気象庁地震火山部管理課 電話 03-3212-8341（内線 4505、4516）

これまでで寄せられた情報等

| 日付 | 住所 | 内容 |
|-------------|-----------------|--|
| 平成19年7月18日 | 大阪府 大阪市淀川区 | 「防災センターのものです」といって電話をかけてきて昼間在宅していた父親に、家族構成や屋の在宅状況などを尋ね、「地震発生前にお知らせすることのできる緊急地震速報の機械の設置について、後日訪問する」などといって電話を切った(伝聞のため詳細不明) |
| 平成19年7月20日 | 大阪府 大阪市西区 | マンションに「マンション管理業者から依頼された」と称する業者が訪問し緊急地震速報の開始に伴い、マンションに端末機器を設置しなければならぬ事例ができたなどという話をして帰った(特段あつせん等の事実はなし) |
| 平成19年10月 | 神奈川県 二宮町/大磯町 | 10月に入って、神奈川県二宮町と大磯町の住民に対し、県のアンケートをかたって「緊急地震速報」の家庭用の受信装置を売り込む不審な電話がかかっているとの情報。県や町などは、悪質な売り込み電話の可能性があると注意を呼びかけている。 |
| 平成19年11月26日 | 不明 | 今日、「震度6の地震がおきましたので安否確認のために番号を入力してください」という電話(携帯電話か、固定電話か不明)があった。 |
| 平成20年1月18日 | 東京都 大田区 | ・本日(1月18日)13時40分頃、自宅のチャイムが鳴り、インターホンに出たところ、見知らぬ男性が関西弁の強い口調で「 気象庁 から緊急地震速報の受信機器を取り付けに来たので、エントランスを開けるように」言ってきた ・風邪をひいており、出られないのでパンフレットか何か入れられておいてくれないかと答えたところ、「そんなものはもっていない、早く開ける」とさらに強い口調で言われたため、怖くなってインターホンを切った |
| 平成20年1月25日 | 東京都 大田区 | 気象庁 では、緊急地震速報を知らせる(伝える?)ために各家庭を回っているのか |
| 平成20年1月27日 | 不明 | 昨日、緊急地震速報についてアンケート及び説明をする、ということ、「高畑(ただたと思いますが)」と名乗る男の方がこられ、いくつかのアンケートに答えたあと、名前・住所を書かされた。その後、他の住人に説明をした後、戻って来ると言い、戻ってこなかった。 |
| 平成20年1月29日 | 東京都 品川区 | 気象庁 のロゴの入った服を着た人が、「地震についてお話したい」と訪問。オートロック式のマンションであったため、それ以上は話をせず(端末販売かアンケートかは不明) |